

大分県報

44年4月号

【第78号】

発行所

編集 発行人

大分県・日田・中津江村

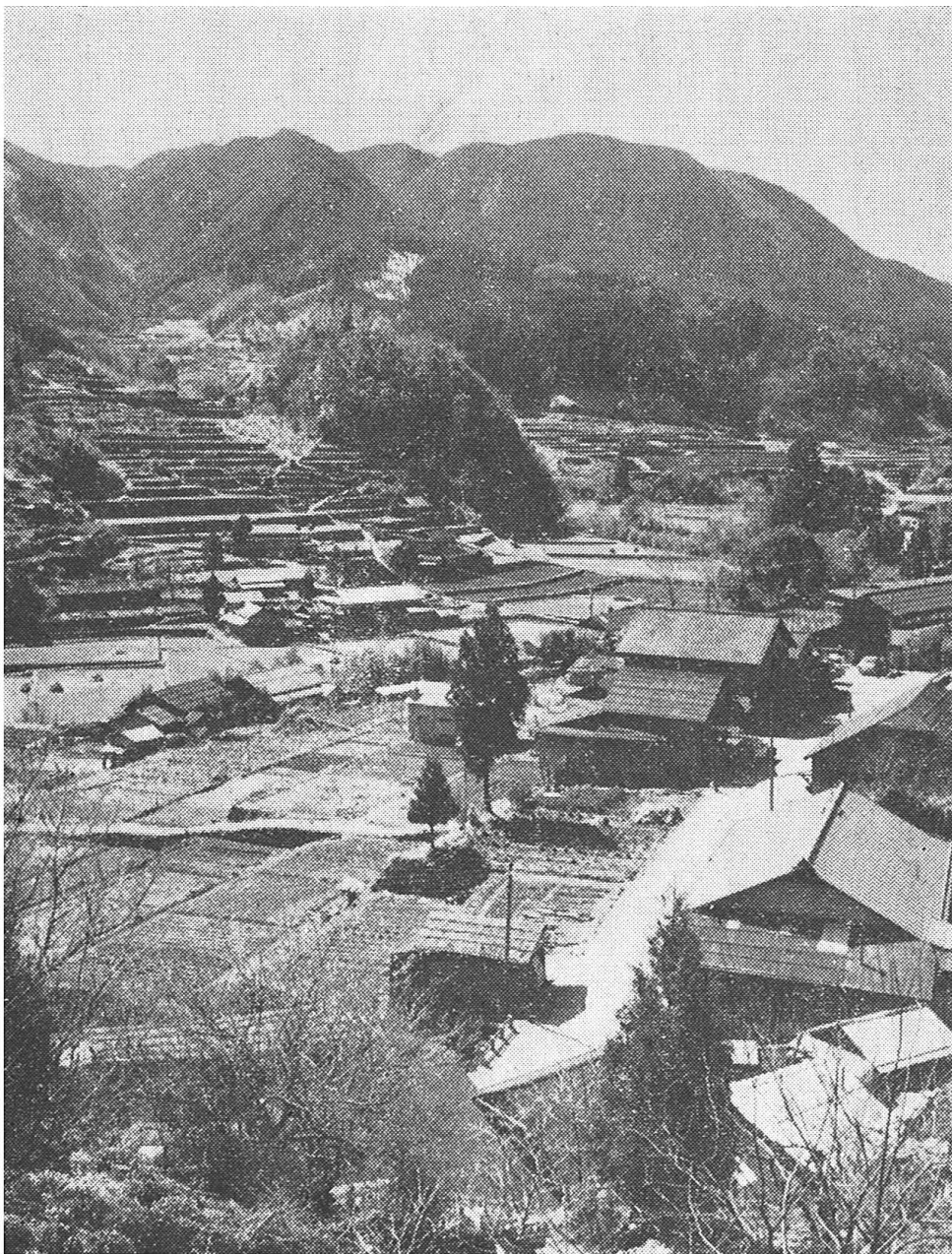
川津一人

事業費七億八千余万円

今後四年間の山村振興計画きまる

三月十四日の第一回定例 善事業が四十二年度で終つた。本村の振興計画を定めたも
 村議会で本村の「山村振興 計画」がきまりました。この振興計画全体の概算
 この山村振興は林業構造改 四十七年度までの四年間の 事業費は七億八千七百九十

六万に達しています。この
 のあらまは交通施策（道
 路）四千万円、産業の生
 産基盤施策二億一千三百七
 十五万円、産業の経営近代
 化施策二千二百九十八万八
 千円、文教施策六千五百十
 万円、社会・生活環境施策
 千五百二十万円、観光施策
 五千九百十万円、国土保全
 施策二億九千二百二十万二千
 円、庁舎改築八千二百四十
 万円となっており、これを
 四年間にわけておこないま
 す。この第一年度の四十四
 年度に実施する事業は村道
 市の瀬―中川内線改良、同
 鯛生―後川線改良、同原線
 開設林道長谷線開設、同平
 線開設、同鶴田線開設、一
 般造林（個人）トラクター
 ショベル一台購入、丸蔵小
 プール建設中津江中体育館
 建設、簡易水道施設（栃原
 ）、防火水そう設置（間地
 、市の瀬、八所）、砂防事
 業（鯛生川、八所川、丸蔵
 地すべり）庁舎改築（二年
 計画の第一次年分）で概算
 事業費は県がおこなう砂防
 事業をのぞいて一億四千五
 百五十五万円となります。



下笠ダムが十月に本貯水
 をはじめるにあわせ、四
 十五年度にはダム観光セン
 ターも建設する計画で、こ
 の山村振興計画の推進によ
 って、産業、生活、文教と
 あらゆる面で村の発表をは
 かって行く考えです。

〔写真は村道改良予定の市
 の瀬、池田部落〕

第一回定例村議会は三月十四日、三日間にわたる審議を終り、全議案を提案のとおり議決して閉会しました。この議会で補正予算三件、四十四年度当初予算三件も議決されました。このうち四十四年度当初予算のなかでも、村民全部に関係のある一般会計はどのような編成されているでしょうかそのあらましをみてみましょう。

まず全般的にいえることは、まだ国の補助、起債がきまつていないため、大方の事業は計上されず、人件費、物件費、補助費など義務経費、經常経費を主体としたものになっていきますが、才入才出の款ごとに、どのような経費が計上されているかをみてみましょう。

歳入

予算の総額は歳入、歳出とも九千五百六万一千円となっています。歳入で金額の大きい順に三番までが地方交付税、村税、繰越金となっています。これを普通一般財源といって村で自由に使える金です。

まず一番多い地方交付税は国が市町村の財源保障のため規模に応じて交付されるものです。

村税の内訳は村民税九百六十七万八千円、固定資産税九百十八万八千円、軽自動車税五十七万七千円、たばこ消費税三百五十六万円、電気ガス税三百二十四万円、鉱産税七万八千円、

材引取税三百八十七万円となつていきます。

繰越金は四十三年度からの繰越で前年度にくらべ四百九十九万三千円の増加となつていきます。

自動車取得税は四十三年度からつくられ、村道の改良のために使うこととされています。分担金負担金は鯛生保育園の保護者負担金百万八千円が主なもので、国庫支出金、県支出金は保育園の補助金百三十一万四千円、小・中学校の補助金百二十六万六千円、丸蔵小プ

れることとしていきます。諸収入には予防接種の個人負担金四十九万七千円、年金印紙売さばき手数料十万三千円などがいっています。村債は村道原線工事費にあてる四百五十万円、丸蔵小プール建設費にあてる百六十万円となっています。

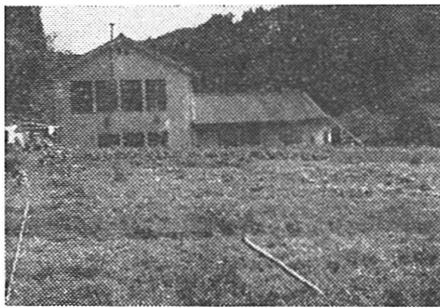
歳出

歳出では先きに述べたとおり当初予算には今年計画の事業のうちの一部しかあがっていません。各種の事業の国庫補助や起債がきまつてから、補正予算に計上するということですが。

当初にあがっているものは中津江中の体育館、丸蔵小のプール、村道原線開設の三つであります。

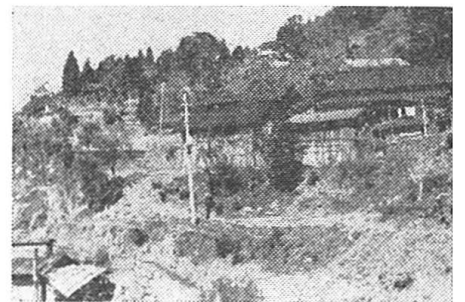
款別にあらましをみると議会費、総務費は議会、役員運営の経費、徴税、戸籍選挙、統計調査、監査委員関係の経費が計上されています。民生費には保育園の

経費二百七十八万円、国民健康保険会計への繰出金七十三万円のほか民生委員協議会助成金十四万五千円、老人クラブ助成金八万円などがあつていきます。



〔中津江中体育館予定地〕

ール補助百二十万円が主なものです。繰入金はこれまでに積立てた財源調整積立金から、中津江中体育館の建設費にあてるため繰り入



〔村道開設予定の原部落〕

衛生費には予防接種費百十五万二千円、生活困きゅう家庭への乳児ミルク援助費七万円があります。

農林水産業費にはイノシシ駆除奨励金十五万円、農業共済会計への繰出百二十万六千円、農協助成費二十二万五千円、森林組合への

林道維持管理費補助四十五万円があります。土工費には特別小口融資関係の経費のほか、商工会助成費五万円が計上されています。

土木費には村道原線の開設事業費五百万円、村道管理経費百五十三万七千円、ほかに橋りょう維持費七万円、住宅費十三万円などが計上されています。

消防費では団員報酬を総額で昨年の四十万八千円から五十九万八千円に引きあげています。またホース、水のうの購入費三十三万九千円も計上されています。

教育費には中津江中の体育館建設費の村費支出額一千四百四十七万六千円があります。中津江中は上津江村との中学校組合立のため体育館建設費総額二千八百八十万円は、中学校組合の予算の方に計上されます。補助が五百九十二万四千円、起債が四百四十万円で、このり一千四百四十七万六千円を

当村で負担することにしていきます。建築面積は六百平方米、建築場所は現校舎の西側にある後藤さんの畑を借りることになっています。

丸蔵小のプールは三百六十万円で三島屋下の川べりに作ることにしています。このほか小、中学校をあわせて備品費二百七十七万八千円

就学援助費百八万七千円を計上しています。小学校は児童一人当りの経費が一万四千六百八円、中学校は一人当り一万九千四百十円となり

ます。社会教育も青年

中津江中 丸蔵

昭和44年度一般会計予算

(歳入)

款	予算額 (千円)	%
1 村 税	29.975	31.54
2 自動車取得税交付金	1.800	1.89
3 地方交付税	35.000	36.82
4 交通安全対策特別交付金	1	
5 分担金及び負担金	1.163	1.2
6 使用料及び手数料	396	0.41
7 国庫支出金	4.443	4.68
8 県支出金	1.388	1.46
9 財産収入	487	0.51
10 寄付入金	1	
11 繰入金	2.000	2.11
12 繰上金	11.500	12.10
13 諸収入	807	0.84
14 村合 計	6.100	6.42
計	95.061	100.00

(歳出)

款	予算額 (千円)	%
1 議会 費	4.661	4.90
2 総務 費	23.743	24.98
3 民生 費	7.286	7.67
4 衛生 費	2.620	2.75
5 農林水産業 費	4.960	5.21
6 商工 費	185	0.19
7 土木防衛 費	10.208	10.74
8 消費 費	1.892	1.99
9 教育 費	32.122	33.80
10 災害復旧 費	394	0.41
11 公債 費	5.989	6.31
12 諸支 費	1	
13 予備 費	1.000	1.05
計	95.061	100.00

団、婦人会の育成をおこな
ってゆくことにしています
災害復旧費には四十三年
の農道災害復旧費三十万六
千円のほか、応急復旧費を
計上しています。
公債費はこれまでいろいろ
な事業をしたとき、借り
た金の返済で、元金分が三
百七十四万一千円、利子分
が二百四十四万三千円とな
っています。

給付費が約九〇セント

国保会計 税率を引き上げ

国民健康保険特別会計は、才入のその他は村から
予算の総額が二千六百九十
八万二千円となりました。
才入、才出とも表のとおり
りですが、才入では国県支
出金が六四、八%をしめて
います。保険税は四十三年
度より二〇%引き上げるこ
とにしています。これは毎
年保険給付費が一五%から
二〇%増加しているためこ
れまでどおりの保険税では
まかなえなくなつたため

す。才入のその他は村から
の繰入金七十三万円が入
っています。特別会計は独立
採算が建前ですが、村から
の繰入金がないと大きな赤
字が出てやって行けません
。才出は医療機関へ払う保
険給付費が八九・九%をし
めています。中津江は他の
町村にくらべ受診率が高く
四十一年度は本村は一人が
四・一九回医者にかかった
のに、県の平均は三・五三
回となっています。一人当
りの支払額も四十三年度が

九千三百三十円になる見込
です。総務費には職員二名分
の給料や健康保険の運営費
がいらっています。その他に
は保健婦の給料と活動費が
計上されています。

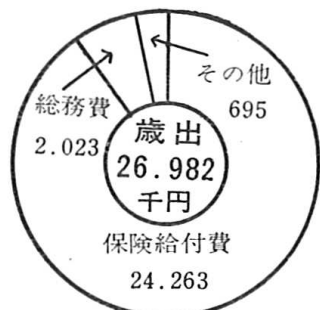
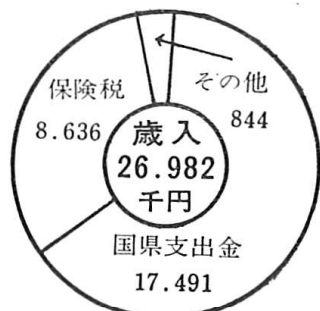
出金七十七万三千円、保険
金五十二万一千円、村繰出
金百十二万六千円、農家負
担二十六万一千円となつて
います。
四十四年度からは水稲の
被害減収量一Kg当りの共
済掛金をこれまでの四十円
から倍の八十円にしました
、これでもし被害が出た場
合は保険金もこれまでの倍
もらえるということです。

水稲共済に加入している
農家は二百九十五戸、家畜
共済に加入している牛は百
頭となっています。

申告をはやく

村民税の申告をまだして
いない方があります。大至
急申告をして下さい。
申告の用紙は部落員を通
じて各家庭に配つてありま
す。申告をしないと認めら
れない控除もありますので
申告は大事なことです。

(3)



農業共済事業特別会計は
予算総額が歳入、歳出とも
二百六十七万二千円とな
っています。この内訳は農作
物共済勘定が八十一万三千
円、家畜共済勘定が二十一
万九千円、業務勘定が六百
十四万円となっています。
この三勘定の歳入は県支

飲み水などに注意

スギタマバエ空中防除

杉タマバエのヘリコプターによる防除が四月二十九日から五月三日までおこなわれます。杉タマバエ防除はヘリコプターによって空中からBHCをまきますので、防除地区の方にいろいと注意していただかねばなりません。

注意事項は次のとおりです。

一、飲料水を直接流水から

武内氏が人権擁護委員に



武内頼夫氏

武内頼夫氏が四十三年十一月十五日付で法務大臣より人権擁護委員に任命されました。

人権擁護委員の使命は、憲法で保障されている国民

原、宮園、梅野となつています。

山火事のシー ズン火に注意

とつているところは散布から三日くらい使用をさけて下さい。

二、洗たく物は散布した日はさけて下さい。

三、密峰はBHCに弱いので散布地区外に一週間くらい避難させるか、適切な方法をして下さい。

防除地区は野田、田ノ口、中村、辛味、二又小園、八所、原部、木戸、中西、

の基本的な人権、いいかえれば国民が社会で幸福な生活を営むのに必要な人間としての権利が犯されることのないように監視し、もしこれが犯された場合は、その救済のため、すぐに適切な処置をとる。また日ごろ自由人権思想の普及につとめ、市民間の人権擁護運動の助長につとめ、もし人権侵害

件があつた場合は、その救済のため調査、情報の収集あるいは法務大臣への報告をし、被害者に対して法律上の助言、また場合によっては訴訟援助の手続をし、加害者に対しては侵害の排除のため、関係機関に通報告発、観告を行なうなどの処置をとつて住民の人権擁護の任にあたることになつていきます。なお武内氏は故失原久吉氏の後任として任命されました。

もとはタバコの火や、たき火のあとの不始末です。これからは気候も良くなり山仕事も多くなります。自分の不始末で他人の山林でも焼いたら大変です。

大分県緑化推進委員会は三月一日から四月三十日までの二ヶ月間、「林野火災防止運動」をおこない山火事の防止と愛林保護思想の促進を呼びかけています。

本村では昭和四十年三月の田島常次さんの山林十五アールが焼けたほか、あまり大きな山火事がなくすんでいます。昨年は小さい山火事が二件ありました。火

小学校新入生 は九十六名

今年も四月の新入学期をむかえ、中津江も九十六名の小学校新入生が誕生しました。学校別にみると

生小四十名、丸蔵小十六名、川辺小二十名、野田小二十名となつています。

中学校は中津江中が七十五名、鯛生中が四十三名の新生となつています。

香典返し

さきに長男工さんが亡くなつた小園部落の渡辺隆さんが、香典返しとして金一封を村社会福祉協議会と川辺婦人会に寄付されました。また母キワさんが亡くなつた高迫部落の高野新さんも金一封を村社会福祉協議会に寄付されました。紙上をかりてお礼申し上げます。

合瀬地区の 皆さんへ

三月一日から、九電より皆さんの自宅へ直接電気を送りすることになりました。

九電では電気を便利にしかも安全にご使用いただくことをモットーとして、日夜供給に努力いたしております。

もし電気が消えたら!!

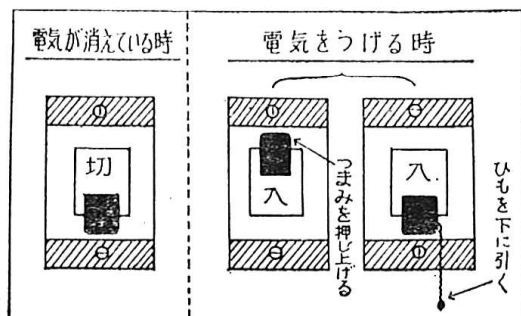
まず隣り近所を見て下さい。近所も消えていたらだいたい電柱の変圧器か、引込みの部分の故障ですからすぐ九電の津江電業所へ連絡してください。

あなたの家だけが消えて

いたう!!

引込線以下の故障か、契約以上の電気を使つたのでリミッターのスイッチが切れたかです。まずリミッターをみてスイッチが切れていたら、使用中の器具を少しへらしてからスイッチを入れてください。

アンペアリミッター(電流制限器)の取扱



それでもなを消えたり、点灯しない場合は津江電業所にご連絡下さい。

ご使用の状態からみて、契約電流の増加を希望されるときはお申し出ください直ちにリミッターをお取替

九州電力KK

日田営業所